

北朝鮮による日本人拉致問題等の早期解決を求める意見書

平成 14 年に行われた日朝首脳会談で北朝鮮は日本人拉致を認め、我が国の拉致被害者 5 人とその家族の帰国が実現した。しかし、その後 13 年の歳月が経過したが、5 人の帰国以外には問題解決が図られていない状況にある。

政府によって拉致被害者として認定された被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々が存在しており、沖縄県においても 25 人の氏名等が沖縄県警によって公表されている。

拉致問題は許しがたい重大な主権の侵害であり、人権侵害である。また、拉致被害者の帰国を待ち望んでいる拉致被害者家族の高齢化も進む中、昨年 5 月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮は拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束、さらに 7 月の同協議（北京）で特別調査委員会を立ち上げるなど問題解決に期待を抱かせたものの、その後、具体的な進展のめどは立っておらず一刻も早い問題解決が求められている。

よって、北朝鮮による日本人拉致問題等の早期解決を図るためにも下記事項の実現を要請する。

記

1. 北朝鮮に拉致された多くの被害者を一刻も早く救出すること。
2. 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない失踪者の真相を解明すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 2 日
沖 縄 市 議 会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 拉致問題担当大臣